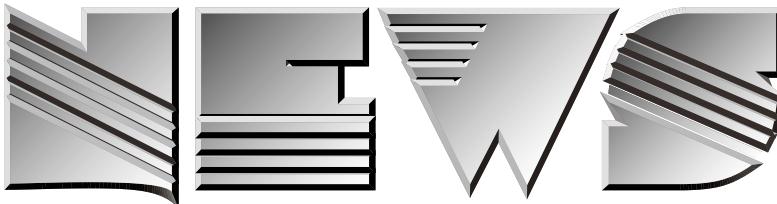




いのたか  
まちづくり  
やさしさ



# 特集 飼やり禁止が、地域社会を壊す？！

**条例の前段にある**動物の愛護及び管理に関する法律では、所有者や占有者や取扱者などの飼い主（以下、飼い主など）のいる、愛護動物の猫に給餌や給水をやめて衰弱させるなどに罰則を決めています。

一方でこの法律では、飼い主などのいない猫（例えば野良猫や地域猫対策の対象の猫、以下、飼い主のいない猫）へ、餌を「やれ」とも「やるな」とも決めていません。また、飼い主のいない猫の所有権を、誰かに与える権限者（例えば役所など）も決めていません。飼い主のいる猫の占有者には、飼い主と同じ責務などを決めていますが、飼い主のいない猫を対象にした、単なる見た目の占有もどきの国民に対して、所有権者と同じ責務や罰則を決めていません。

**憲法の一部を引用**します。日本国憲法第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

同第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

31条は罪刑法定主義で、基本的人権を守るためにも刑罰になる行為は予め明確にどの行為が罪になる

か明らかにしなければならない、というものです。  
第94条では、餌やり禁止条例は法の範囲を超えて、憲法を無視した違憲立法と言われます。

条例の多くは、餌をやることによって想定される事態に対する罰則などですから第31条の通り、餌やり行為そのものの善し悪しや刑罰が明らかにされています。



餌やり禁止では無く餌の放置を戒めています。

共同出稿：アニマルウエルフェア連絡会 <http://awn.sub.jp>

**TNRの成果は…**1991年からほぼ10年間に渡り、フロリダ州の大学構内で試みられた、飼われていない猫を対象にした統計に基づき、TNRと名付けられ評価されました。トラップ＝保護・捕獲、ニューター＝手術・不妊去勢、リターン＝返還・元に戻す、のプログラムが日本で既に行われ始めていた「地域猫対策」の重要な技術要因として広がりました。

**地域猫対策**には原則として地域住民と役所とボランティアが組み込まれます。飼い猫から野良猫を出さない広報や、捨て猫犯罪の防止対策などと共に、飼い主のいない猫が対象の行政措置と言えます。

前述の大学構内の統計には、当初の155頭から、2002年には23頭に減ったことや、譲渡が47%、安楽死を含む死亡が17%、元に戻した15%、姿が消えた15%、などが公開されました。統計数字からの推測になりますが、元に戻された、と姿の消えた以外のほとんどの猫が、飼われていないながらも、飼い主のいる猫と同等の扱いを受けていたと思われます。

地域の自治組織や役所が関わらない地区で、TNRの管理を試みる場合には、飼い主と同じ責務を強いられることが多く、「外で飼うな。家に連れ帰れ。」の大きな声が起こり、極め付けが「餌やるな！」です。

**野良猫の擁護活動で、**なにがなんでも三者協働地域猫対策などを、国内すべての自治体で役所が適切に実行できるなどあり得ませんし、市民のすべてがこの対策を上手に成り立たせる道理もありません。野良猫のTNRや譲渡や給餌などを微妙に流動的に組み合わせ、人と猫との共生が図られています。

**餌やり禁止が地域を壊す？**動物愛護法(略称)による、基本指針(略称)に地域猫対策が順法として組み込まれています。この対策を行えない役所が、法の範囲を超えた餌やり禁止を条例などで強要するとき、多くの市民は餌やり禁止を順法の措置と思い込みます。希には、たまたま適切な知識習得の機会を得られていない警察までもそうです。

法律違反ではないことを、ことさら大きな声で「法律違反者・犯罪者」といわれ続ける時に対立が起こり、地域社会がいとも簡単に崩壊します。

[参考] 荒川区(H.20) [http://awn.sub.jp/qa/qa\\_arakawa.html](http://awn.sub.jp/qa/qa_arakawa.html)  
岩国市(H.21) [http://awn.sub.jp/qa/qa\\_iwkn.html](http://awn.sub.jp/qa/qa_iwkn.html)

工藤 久美子 NPOねこだすけ代表理事  
東京都動物愛護推進員

**1.根拠法の無い違憲立法** 「餌やり禁止」の根拠法が無いことは明白。根拠法令の無い条例は作れません。ついでに言えば、行政が「飼い主のいない猫」の管理を市民に押し付ける行為の根拠法もありません。さらに言えば、違憲であるため永久に執行不可能。

**2.管理の延長。** 「地域猫活動」に関するルール作り、要綱・ガイドライン等制定、登録ボランティア制度等の施策は少しずつ広まっています。この制度は餌やりさんやボランティアさん、行政双方に長所、短所があります。

**長所** ボランティアと行政双方の活動方法において、役所の施策や基準に沿うことにより相互信頼関係のもと、活動を行えます。また住民の方々に対しても「役所に従って活動を行っています」などの説明が可能で住民からの信頼を得やすくなります。

**短所** 行政は、住民からの信頼に答えるべく、或いは苦情を押さえるために、徐々にボランティアに対する管理責務を強化する可能性が生じてきます。片や餌やりさんやボランティアは、行政から要求される管理責務を負担に感じるようになり、徐々に行政に不満が募っていきます。

この行政の餌やりさんやボランティアに対する「過剰な管理責務の強化」の延長線上に、「餌やり禁止」が待機している訳です。

行政にとっては、「飼い主のいない猫」の管理責務を餌やりさん、ボランティアに押し付けることは、最も簡単な方法。問題が起きる度に行政は、ボランティアへの管理責務を強化していけば良いのです。この行き着く先は「地域猫活動のルールを守らない人は、餌やりを禁止する」という3段論法。

行政は、地域猫活動に関する条例やルールを作成→条例やルールに沿った活動を市民に強制→ルールに沿わない市民に対しては「餌やり禁止」。

実に簡単でございます。

**おまけ：**行政が餌やりの許可から禁止までの権限を持つとすれば、地域猫活動の最高責任者は当然行政と思います。多忙を極める事を懸念いたします。



### 猫への餌やり禁止条例に思うこと

田矢 麻弓 チームSLP代表  
東京都動物愛護推進員

先日、世田谷区の某町内会集まりに保健所職員とともに参加いたしました。4年ほど前、この町内会は、地域猫活動を行った経緯があります。当時、遊歩道に30数匹の猫があり、町内会の方々と共にガレージセール3回、盆踊りの際に募金活動4回と、資金集めから不妊去勢活動、マナーの周知他、連携よく進んだ地区です。

今年に入り、同じ町内の住宅街で猫が増加傾向にあり、隣人トラブルに発展しているとのことで、再

度この活動を周知徹底するために相談され、保健所とともに出向いた次第でした。

ところが、4年前と同じ会長さん、お会いしたそばから何やらコピーした資料を保健所職員に見せ「世田谷区でもぜひこれをやってもらいたい！」と熱心に言いました。

肩越しに覗きその資料をかいま見ると、それは和歌山県が条例化しようとしている野良猫への餌やり禁止策でした。

4年前、地域猫活動がうまくいき、増加していた猫が今では、すっかりいなくなっているのに、今更餌やり禁止策？ 愕然としました。

なぜ、人々は安易なこの策に飛びつくのか不思議でなりません。地域猫活動を進めていけば、マナーの悪い餌やりさんはおのずと判明し、そのような方々も地域の一員として平和的に話し合い改善していくのです。

私自身が地域猫活動を1999年より現在まで行っていて、その経験から学んだ真実があります。餌やり禁止策で、増えるものと減るものを見記します。

**増えるもの：**猫・住民同士のトラブル・置き餌・マナーの悪い餌やり・社会的弱者へのイジメ・動物虐待・不衛生な環境

**減るもの：**思いやり・話し合い・弱者への配慮・動物愛護精神

すなわち、餌やり禁止策を強化すればするほど、隣人トラブルが増加し、餌をやる人々が見つからないよう水面下にもぐり、置き餌をして去るようになり手術がされない猫たちは、どんどん増えていくという悪循環におちいるのです。

残念なことに世田谷区では2年前、これが原因で殺人事件が起きました。

人も猫も平和で衛生的で笑顔で暮らせる町と、餌やりを犯人よろしく追及し、日々喧嘩がまきおこる町どちらが暮らしやすいでしょうか。

上記の町内会会長さんには、保健所職員が声がうらがえるほどに、「餌やり禁止策は、無意味どころか逆効果です！」と訴えてくださいました。

ひとりひとりが地域猫活動を学び、餌やり禁止策がいかに危険な策だということの理解を深めるために日々、普及啓発したいと感じます。



庄司 直子

すみだ地域ねこの会代表  
東京都動物愛護推進員

### 「餌やり禁止条例」

ここ数年で増えてきた条例だ。行政側としては、団体登録さえすれば良い、地域で管理できる体制なら良いという条件でと言う。

ならば「餌ばらまき禁止条例」「お片付け出来ない人は餌やっちゃダメ条例」とすれば良い。なぜ、餌やり行為全体を禁止するようなイメージを植え付けるのか。そもそも「禁止」を人に強制するだけなら誰でも出来る。行政は、もし餌等で周辺地域の環境を乱すような事があれば、なぜいけないのかを理解してもらわなければなりません。人は、自分が正しいと思う事をやってしまうからです。周辺環境を綺麗にしたいと思えば、素直にそうするでしょう。抑圧するのではなく、その人の気持ちを動かさなければなりません。

しかしながら、今回の条例の多くは、餌やりをクローズアップするだけで、実に表面的な対応であり、筋違いな条例です。餌やりの善悪の問題ではないからです。もし迷惑をかけている人がいるなら、なぜいけないのか理解してもらう事です。

それだけでは野良猫問題は解決しません。餌を与えると繁殖します。ゴミをあさります。うんこします。

**今、子供たちが** 猫に餌を与えている人に対して「警察を呼ぶぞ！」と言うらしいです。「餌やり行為は悪い事」だと子供たちも、理解せずに言っています。恐ろしい事です。

### 野良猫問題は、人ととの溝があつては決して解決しません。

餌やりだけの問題にする地域は、いつまでたっても変わらず、もしくは更に猫問題が大きくなり、殺人事件にまで発展するケースもあります。

皆で解決しよう！と思う地域は、どんどん良い環境になります。

猫は不妊手術して繁殖数を減らし、周辺を清掃、猫を介したコミュニケーションで地域力が高まります。これが地域猫活動です。

あなたは、どちらの地域に住みたいですか？

### 後藤 由美子

猫のゆりかご・国立地域猫の会代表  
東京都動物愛護推進員

国立市は**3年連続**愛護センターへの**持ち込みゼロ**を達成しました。傷病猫もゼロの完璧なゼロです。でも、これは殺処分ゼロを目指したわけではなく、気がついたらゼロになっていました。

前は市内で30匹、20匹いる場所は珍しくなく市は餌やり禁止の看板しか立てず苦情もトラブルもありました。

都の共生モデルプランを取ったことで「餌やり禁止」から**「餌をあげたら片付けましょう」**に替えてもらい三者協働で手術、広報のためのチラシ配り、それを繰り返す地域猫活動を続けています。

猫の数が減ると共に**苦情やトラブルも激減**。市への苦情の電話は相談の電話になり、個人で手術をする人も増えました。

猫を減らすには手術。それは国立市が**餌やり禁止を一切言わずに**手術の必要性を広めて持ち込みゼロにしたことで**「餌やり禁止」は意味がない**ということを証明したと思います。

### 清水 真由美

NPO法人ふなばし地域ねこ活動理事長  
千葉県動物愛護推進員



略歴：平成18年からNPOねこだすけの指導のもと、地域猫活動を実践推進しはじめる。船橋市と協働しながら、地域猫活動セミナーを年に2回開催している。

2009年、船橋市で野良猫への工サやりがご近所トラブルとなり、それが元で殺人事件が起きてしまいました。この事件が起きた原因是「工サやり禁止」を野良猫トラブルの解決法として広報してきた行政の失策です。

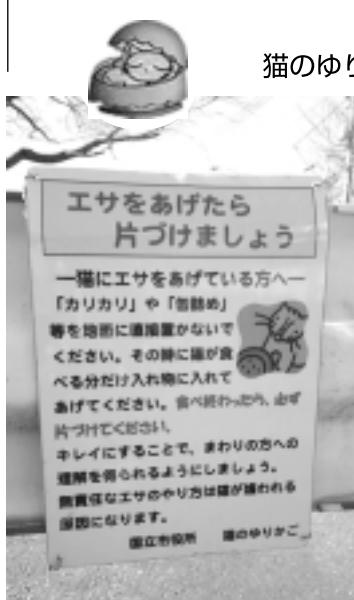
和歌山県がこの工サやり禁止を盛り込んだ条例を施行するかどうか只今検討中です。「無責任な工サやりは止めて、地域猫活動を」と呼びかけていくようです。

荒川区が同様の条例を施行した時、「工サやり禁止」の部分だけ都合のいいように切り取った住民達がきちんと地域猫活動を行なっている活動家に対し、「工サやり禁止条例が出来ただろう！」と言って、活動を妨害してきた例も多くあり、活動家さんは説明に追われるという事態になりました。工サやり禁止条例を施行した自治体が責任を持って、地域猫活動についての説明を自治体全域の住民に広報出来るかどうか甚だ疑問です。荒川区の条例問題は、他の自治体に住む（何の関係もない）活動家にも波及しました。

そのような前例もあり、日々額に汗しながら活動している方々に対し、また酷い妨害が繰り返されるのではないかと言う強い懸念から、私は和歌山県でこの条例が施行されることに反対します。

**工サやり禁止条例は「住民間の諍いの種」**でしかありません。工サやりを禁じられ、咎められるような状態になれば、工サを置いて逃げる人が続出するでしょう。所謂「置き工サ」の蔓延です。置き工サが増えれば、管理の行き届かない猫達が増えます。**そんなギスギスした状況**で、誰が工サやりさんに「地域猫活動するよう」説得できるでしょうか。

2009年に殺人事件を起こしてしまった男性は、一度私に相談の電話を掛けたそうです。私は用事があり電話に出ることが出来ませんでした。もし私が電話に出ることが出来ていたら地域猫活動を行うようアドバイスする事ができ、事件は起こらなかつかもしれません。



## 新宿区内の猫 手術数と引取数の推移

平成 年度	区の助成による 猫の去勢・不妊手術			区内から 東京都動物愛護相談センター への引取数				
	手術計	飼い猫 オス	飼い猫 メス	野良猫 オス	野良猫 メス	成猫	子猫	引取数
13	453	138	315	平成16年度 までは、飼い 猫と野良猫の 区別をしてい ないでの、飼 い猫に算入。	37	278	315	
14	454	136	318		26	185	211	
15	513	173	340		29	200	229	
16	578	106	99	109	264	22	157	179
17	864	48	72	215	529	28	60	88
18	1088	50	72	233	733	17	80	97
19	1140	65	78	343	654	27	67	94
20	1112	73	88	268	683	19	37	56
21	1004	64	66	258	616	30	31	61
22	1099	61	62	230	746	12	17	29
23	1209	48	44	230	887	8	22	30
24	1507	36	48	285	1138	29	33	62
25	1013	52	42	201	718	8	9	17

※参考各都道府県の実績  
※例「人と猫との調和」とされたまちづくり運動企画会議

引取数ゼロが目標です。

地域猫対策の始まった頃からの、区の助成による去勢・不妊手術数の推移に比べ、引取数が減少率95%まで激減しています。区と地域住民と区民ボランティアが協働ですすめる地域猫対策の浸透により、飼い主などの意識も変わっているとしたら、この対策の評価も高まるものと思われます。「地域に根付く対策」の目的通りに、コミュニティから飼い主責務の向上などの気運が広がることを目指したいと思います。

## 外猫トイレを簡単に。



飼い猫の室内トイレと違い、イラスト右上のように、外の石ころで軽く囲い、砂を少し盛り上げるだけで完成です。もっと出来そうな際には、様々なアイデアもふくらみます。ねこだすけの貸し出し用地域猫対策展示パネルに、B3判2枚組で新たに加えました。左の見本は、A4の縮小サイズを検索ワード「ねこだすけファクトシートもくじ」のホームページからダウンロードできます。パネル貸し出しのお申し込み方法は、本号p-8に掲載しています。



**新宿区役所は猫**を引き取りません。東京都の通称・動相センターが厳しい条件の下、引き取りに応じますが、原則として飼い主に他に方法が無く、緊急避難的に所有権を放棄し、自らが譲渡先探しに努めた場合等に限られます。

左のグラフは新宿区内から都のセンターに引取られた猫の推移です。

ホームページからダウンロードできる…

# 地域猫対策のお知らせツール

**殺傷・衰弱虐待・遺棄は重い犯罪です。.pdf**形式のファイルを、検索ワード「ねこだすけファクトシートもくじ」のホームページからダウンロードできます。シンボルマークはそのままにしていただき、下のメッセージ部分を差し換えて流用している役所もあります。また、このままでも全国共通でご利用いただけます。抑止効果は実証済みですので、お試しください。



いき  
違法犯罪・捨て猫違反は  
**罰金100万円**  
犯罪通報 **110番!!** 保健所・役所は防止対策中



**地域猫対策に欠かせない・チラシ**をリメークしました。下の左は、環境をまもる取り組みを「始めませんか」。右は三者協働の地域活動「地域猫対策のお知らせ」。どちらにも裏面に差し換えて名入りや、簡単なメッセージを入れてご利用いただけます。また、プリンターやコピー機でも部分印刷ができます。他と同様に、検索ワード「ねこだすけファクトシートもくじ」のホームページからダウンロードできますが、本号p-8のねこだすけ宛に「始めませんかチラシ」または「近隣チラシ」と明記の上必要部数とお届け先をファックスしてください。在庫の続く限り郵送いたします。費用はかかりません。



毎日の猫保護活動の合間に・・・

## 地域猫対策の普及や啓発



**猫顔ポスター**(B2判)を沢山頂きました。当初は遺棄罰則が30万円の頃でしたから、十数年も続きます。今は(公社)日本愛玩動物協会広島県支所長になっている宮崎氏が、頒布のボランティアさんです。

「愛護動物の遺棄の考え方」に係る通知について、正確には「動物の愛護及び管理に関する法律第44条3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について」として、「環自総発第1412121号 平成26年12月12日」の「通知」が「環境省自然環境局総務課長」から「各都道府県・指定都市・中核市動物愛護主管部(局)長あて」に発出されています。早い話が「人の保護下にある愛護動物を、人が保護下の事態を放棄し、どこかに放置したとき遺棄犯罪。」です。法による「通知」のため、同省のホームページで検索できますが、下記のURLにも掲載しました。

[http://awn.sub.jp/qa/qa\\_iki\\_12.12.html](http://awn.sub.jp/qa/qa_iki_12.12.html)

しかし、法律は馴染みにくいものですので、ねこだすけ資料として配布用にまとめました。(写真左)チラシなどと同じく、検索ワード「ねこだすけファクトシートもくじ」からダウンロードできます。



**猫の捕獲駆除処分はいけません。**吳アニマルピース山崎代表の案件について、(公財)動物環境・福祉協会Eva杉本彩代表理事や同事務局の皆さまと共に、ねこだすけ代表工藤ほかが、猫の捕獲駆除処分の順法性などについて、大臣事務所(写真)やそのほかで国の所管担当と話し合いました。結論は、確信的な猫の捕獲駆除処分が目的の引き取り申請は、適切な順法措置であると国は言っていない、というものです。尚、国はこのような事態の対処方法として、地域が主体となり、猫のお世話をする人や、その地域住民と自治体が協働する「地域猫対策(=活動)」の推進を願っていました。6月17日付で、国の所管から各関連自治体の主管宛に、「捕獲檻で捕獲された猫への対応について」の事務連絡が発せられています。経過などを下記のURLに掲載。(文責きや)



[http://awn.sub.jp/qa/qa\\_kujo\\_gigi\\_14.10.html](http://awn.sub.jp/qa/qa_kujo_gigi_14.10.html)

**新市民伝 NPOを担う人々** ねこだすけも取材していただいた、朝日新聞記者、故・辻陽明氏(1955-2009年)。07年~09年まで同新聞掲載コラム『新市民伝』の単行本化。6月11日上梓／著者：辻陽明+新市民伝制作プロジェクト／発行：(株)講談社エディトリアル／定価：本体1200円

地域猫セミナーの日程はねこだすけホームページに更新中!!

## イベント・トピックス

**「ペットと向き合う」** 上梓の書籍をいただきました。著者：杉本彩 公益財団法人動物環境・福祉協会Eva理事長／発行：(株)廣済堂出版／初刷：2015年3月11日／本体：1400円+税  
杉本彩のBeautyブログ  
<http://ameblo.jp/sugimoto-aya/>



**新宿区では**、地域猫対策を官民協働で進める目的から「人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」を平成20年に発足させ、続けています。事務局を同区保健所に置き区長が名誉会長で、会長がねこだすけ代表工藤です。(写真右)総会を年に一度開催し、区との協働事業を強化するために、地域猫対策に取り組む区民を、同連絡協議会構成員として委嘱します。昨年に中山区長が勇退され、吉住健一新区長(写真左)が同会名誉会長を継承し、3月7日の総会で新たな構成員に委嘱状を手渡しました。



### 猫なんでも苦情相談会

7月18日、新宿区内で野良猫問題が目立つ地区的四谷保健センターで、上の同協議会が主催。三者協働地域猫対策が上手に根付いて継続している地区が格段に増えました。一方で、TNR(捕獲・手術・返還)の意識は広がっているものの、猫の管理者やコントロールの責任をボランティアが強いられ、地域保全活動に進められないケースも目立ちます。どこの役所にも野良猫の所有や占有の権利をだれかに与える権限がないので、地域が主体の地域猫対策が行政施策となっています。役所と地域住民、ボランティアの三者は定期的な意見交流の機会が必要と思われます。(文責きや)



### 飼い主のいない猫対策セミナーin上馬

7月11日、区内の野良猫問題渦中の地域を選んで世田谷保健所が開催。講師は地元チームSLP代表の田矢さん、都動相センター監視係原氏、ねこだすけ工藤です。セミナーは年2回で通算20回を超え、役所は管理職も含めて度々替わりましたが、地域猫施策はリーフレットも新たに継続中です。三者協働地域猫対策にブレのないボランティアリーダーが、役所と共に地元に根付かせた活動です。会場では野良猫迷惑被害、3~4件の複数名から抗議にも似た相談が続きます。各々に適切な解決策を示しながら、個別に三者協働地域猫の実行にすすみました。聴講席には遠く四国からもご参加されていました。



## 続：地域猫対策の普及や啓発・イベントなど

今後の日程はねこだすけホームページで!!

### 仙台市・飼い主のいない猫ボランティアセミナー

— 7月5日、仙台市動物愛護センター・アニパルで開催。ねこだすけ工藤が講演しました。ここには仙台市被災動物救護対策本部が設置され、動物供養のコーナーがあります。昭和25年に狂犬病予防法によって作られた、一部の都道府県などの処分センターと違い、新しい考え方と施設に感じられました。譲渡の仕組みが積極的に取り入れられています。講演では、飼い主のいない猫ならではの地域猫対策について、責任や管理をどこまで強いられるのか？さまざまな



状況などを想定して進みました。ここでも三者協働地域猫対策が根付き始めるものと思われます。

**第3回やちよ地域猫セミナー** 6月27日やちよ地域ねこ活動主催、ふなばし地域ねこ活動後援。千葉県の主管担当とねこだすけ工藤ほかの講演。予定外にわざわざ立ち寄られた八千代市秋葉就一市長（写真）。突然のマイクにも関わらず、ご挨拶をいただきました。野良猫迷惑被害の方々にご参加いただけたこと、一般参加の自治会幹部数名の皆さんと、猫



対策改善に向けた具体的で現実的な個別相談ができたことがなによりでした。

**埼玉・殺処分ゼロシンポジウム** 6月21日、市民会館おおみやで、主催は県動物愛護推進員・保護猫力フェネコかつ・梅田達也氏。協力／保護猫シェルター「またたび家」。講演／埼玉県生活衛生課・橋谷田元氏、同・福田郡盛氏／NPOねこだすけ代表・工藤久美子。午後から、朝日新聞メディアラボ・太田匡彦氏／ハナ動物病院・太田快作院長。画像は講師ほか全員で質疑応答中。ねこだすけが用意したセ



ミナー資料が不足し、ご迷惑をおかけする程の関心の高さがうかがえました。

**THEペット法塾**と全国動物ネットワーク等が3月26日（写真左）と6月19日（同右）に衆議院議員会館で交流会を開催。地域猫（飼い主のいない猫たちをどうするのか）、野良猫保護（他に実験動物・被災動物がテーマ）などについて、ねこだすけ代表工藤が大勢のパネラーと共に講演させていただきました。



THEペット法塾と全国動物ネットワーク等が3月26日（写真左）と6月19日（同右）に衆議院議員会館で交流会を開催。地域猫（飼い主のいない猫たちをどうするのか）、野良猫保護（他に実験動物・被災動物がテーマ）などについて、ねこだすけ代表工藤が大勢のパネラーと共に講演させていただきました。

このページの詳しい内容は、ねこだすけのブログやフェイスブックなどでもご覧いただけます。

地域猫 地域ねこ ちいきねこ 検索

### 第10回習志野にゃんにゃんセミナー

5月9日、ならしの地域ねこ活動主催、NPOふなばし地域ねこ活動とNPOねこだすけが協力し、習志野市谷津公民館で開催。講演は千葉県の担当ほか、ふなねこ代表清水さん、ねこだすけ工藤ほか。ならねこ代表横尾さんや皆様の努力の下、県内の近隣各市にも地域猫対策が広がっています。



**アースデイ東京2015** 4月18～19日は、杉本彩さんが代表理事のEva・(公財)動物環境・福祉協会にお説明をいただき、NPOアニマルライツセンター（岡田千尋代表理事）も実行委員に連なる、代々木アースデイの同じブースで、NPOねこだすけは地域猫対策を紹介させていただきました。多くの皆さんとの懐かしい再会や新しい出会いの中で、地域猫対策のご相談が続きました。



**東所沢・飼い主のいない猫対策セミナー** 3月22日、東所沢飼い主のいない猫を考える会、所沢ねこのネットワーク共催。講師：チームSLP代表田矢さん／協力：地区自治会・所沢市担当課・NPOねこだすけ。『町の猫問題は、環境問題？！猫の好きな人も嫌いな人も、みんなと一緒に考えてみませんか。』のチラシの通り、60名を超える皆さんで、地区の集会所が一杯になりました。



**浦安市・第1回地域猫セミナー** 3月21日、浦安地域猫連絡会主催・協力NPOねこだすけ。浦安市市民活動補助金交付事業の一環です。千葉県の担当主査菅澤氏とねこだすけ工藤が講演。同会の中原代表や会員の皆さんとの出会いの中で、市民主体の地域猫対策が以前から進んでいるように感じました。役所と三者協働の対策が根付くものと思われます。



**港区・まちの猫セミナー** 3月8日、港保健所で開催。概ね年に一度の開催がほぼ10年10回目ほど続いている。今回は、一般的な地域猫対策の解説を控え、講師のねこだすけ工藤も含めた、地域猫対策の実働事例をご参加の皆さんと共に話し合い、情報交換をしました。保健所が総合的な愛護動物施策を



担当し、町会や協働推進などを受け持つ五つの支所が地域猫対策を進める、同区独特の役割分担等も話題になりました。

**国分寺・第四回にゃんにゃんセミナー** 3月1日、  
共催:国分寺市・国分寺地域猫の会／協力:猫のゆりかご・  
ねこだすけ。写真左から、同市中村職員、国分寺地域猫の  
会代表早川さん、新宿人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会顧問高木氏、ねこだすけ代表工藤、国立地



域猫の会・猫のゆりかご代表後藤さん。セミナー参加は始めての方も多く、分かりやすかったとの評価もありました。

特定非営利活動法人ねこだすけ、事業報告書等の概略を記します。

(特定非営利活動促進法及び条例等の規定に基づく、平成25年10月から平成26年9月までの事業報告書等)

●特定非営利活動に係わる事業の成果

人と、命ある愛護動物との共生に配慮されるまちづくりを目的にした、地域猫対策事業を実施し、地域社会への浸透をはかった。

飼い主のいない猫との共生支援事業を、行政と協働で実施したことにより、生物多用性と環境保全等に係わる、人と動物や猫との適切な関係づくりの普及啓発がすすんだ。

地域猫対策事業の普及啓発イベントの講師やコンサルタントを受け持ち、行政施策と位置付けられる、同対策事業を行った。

●当期収益事業はありません。

会計財産目録・会計貸借対照表(抜粋) (円)	
資産の部合計	92,412.
流动資産 現金預金	92,412.
負債の部合計	0.
流动負債 短期借入金	0.
正味財産の部合計	0.
負債及び正味財産合計	92,412.

会計収支計算書(抜粋)

収入の部合計	2,970,852.
支出の部合計	3,325,874.
前期繰越収支差額△1,346,642.	
次期繰越収支差額△1,701,664.	

収入の部科目	
会費収入	2,550,000.
寄付金等収入	420,839.

※当期事業収入、補助金等収入はありません。

2月28日・一般非公開／



池袋保健所主催／講師協力：ねこだすけ  
同区の通称・地域猫対策登録ボランティア対象です。区の認定地区は20カ所のことでした。

**板橋区・ハロー・ハロー・ラリー** 2月22日、野良猫迷惑被害で対立していた町会が、地域猫対策で円満解決!! 子供達に解決策をやさしく説明しながら、町会が主体となって企画したゲーム感覚の地域猫対策普及イベントです。父兄やボランティア、役所など参加。ねこだすけニュース号外39号に詳しく掲載。



今、出来ることを、出来る範囲で、決して無理をしないで!!

## ご支援ご協力・ボランティア参加をどうぞよろしくお願ひいたします。

地域猫対策や、人と動物との適切な関係づくりの広がりを願っています。

ペットブームといわれる中で、何が適切でどうすれば不適切なことからを改められるのか?疑問の残るアクシデントも多いです。

さまざまな出来事に合うとき、改善要請活動も頻繁です。どうぞ支えてください。

ねこだすけでは収益事業を行っていません。皆さまのご支援とボランティアさんに頼っています。

- 猫に手をのべるときフードは欠かせません。地域猫対策の他、多数頭の保護先で使用します。
- トイレ砂や獣医薬品なども助かります。
- 倉庫が手狭のため、ご支援の品々はその都度転送しています。未使用の切手は宅配の郵便袋に使えますし、書き損じはがきは切手に交換します。
- 各種金券・図書などのカード類・商品券・ギフト券、収入印紙も換金が容易です。
- 皆さまへのお知らせやイベントなどの通信連絡、配達等に役立つ事務用品の、例えばコピー用紙、プリント用紙、オフィスのり、ビニールひも、粘着テープなどの消耗品は少量でも有り難いです。どうぞよろしくお願ひいたします。

やむを得ない事情から、猫や犬を多頭数保護養育しています。

保護先のボランティアメンバーにフードなどでの支援をお願いいたします。犬用を含みます。8頁のねこだすけ迄ご支援物資を送付してください。随時現場に転送します。お問い合わせいただけますと直接の送付先をお知らせいたします。

<http://ameblo.jp/for-animals/>



### トラップケージ

動物保護目的の地域猫対策に限る、直輸入捕獲用ケージ

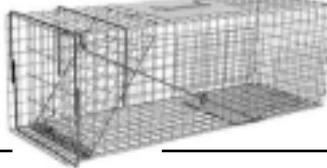
- 動物愛護に理解の有るA.P.L.に協力を依頼し、ねこだすけ宛に規定の書式で申し込まれた方に限り、A.P.L.から直接購入いただける仕組みをとっています。
- A.P.L.ではねこだすけに申し込みのない直接販売を行いません。貸し出し用トラップなどをA.P.L.がねこだすけに提供しています。ねこだすけからの直接販売も行いません。
- お申込みの規定書式をご請求ください。2~3枚のご案内用紙をお届けしております。(HP検索→キャットプロテクションケージ)

- 古い1枚だけの申込用紙を現在使用しておりませんので、お手数ですが最新の用紙をご請求ください。
- 直輸入のため、ケージ整備調整などのメンテナンスをねこだすけが受け持っております。万が一作動不良などの際には、出庫時同封の書式をご利用の上お問い合わせください。

●専用のキャリーケース

価格はねこだすけにお問合せ下さい。

サイズ/約25x25x66cm約2.6kg  
ペダル(踏み板)式一種類のみ



### トラップケージの貸し出し…

地域ねこ対策や動物愛護に限るトラップケージ保護捕獲用かご(左の写真)

- 貸出無料ですが、宅配送料をご負担ください。
- 貸出期間は、一回につき最長1ヶ月です。規定の貸出申し込み書式がありますので、お問い合わせください。
- 期間を超える際には、一度必ず返却してください。点検整備を行います。
- そのままの「又貸し」を絶対にしないでください。その都度一度返却し、規定の貸出申込書に記入してください。使う様様により危険な狩猟具になります。
- 事情により1ヶ月を超えてしまっている際には、トラップ管理番号と使用報告書を至急通知してください。

# いのちにやさしいまちづくり 人と動物と、すてきな関係… ねこだすけへのお誘い

小さな声を大きく強く 地域ねこネットワーク  
ご支援、ご賛同をいただきますと…

ねこだすけニュースをお届けし、動物の擁護や福祉の普及啓発広報事業などををお知らせします。

地域ねこ対策や動物愛護の活動は、  
政治や思想に中立で営利を求めません。  
超党派の議員、大勢の獣医師から賛  
同をいただいています。

ねこを快く思われない方とも、ま  
た行政などと一緒に協働し、同じ目  
的の地域ねこ対策を進めます。

地域ねこ対策や動物愛護の活動は、  
政治や思想に中立で営利を求めません。  
超党派の議員、大勢の獣医師から賛  
同をいただいています。

ねこだすけは、ねこや  
動物を思うボランティア  
のチームワークで運営さ  
れ、地域ねこや動物の情  
報ネットワークを進めま  
す。動物を愛する様々  
な立場の皆さんに  
支えられています。

いのちにやさし  
い立ちづくりを目指  
す活動に賛同して  
いただける皆さん、ぜひ会員  
になつて支えてください。

ねこの保護や救済、通院などのご  
相談にお応えし、人と動物との適切  
な関係づくりを広げます。社会のさ  
まざまな分野に働きかけ、協力を促  
します。

ねこを快く思われる方とも、ま  
た行政などと一緒に協働し、同じ目  
的の地域ねこ対策を進めます。

ねこを快く思われる方とも、ま  
た行政などと一緒に協働し、同じ目  
的の地域ねこ対策を進めます。

ボランティアさんがそれぞれの立  
場で、ねこや動物に今できることを  
できる範囲で行い、次の世代につな  
がることを願っています。

いつでも、どこでも、ねこや動物  
に心を動かされている皆さんにご参  
加をいただいています。

資料を郵送します。  
ご住所をお知らせください。



## 入会お申込・お問い合わせは…

電話・Fax. 03-3350-6440

郵送・宅配 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203

NPO ねこだすけ <http://nekodasuke.main.jp>  
[facebook.com / nekodasuke](http://facebook.com/nekodasuke)

●このニュースが不適切に届けられた際にはご容赦ください。

会員種別	年会費	摘要
A ジュニアパートナー	1,000円	高校生以下
B パートナー3	3,000円	個人
C パートナー5	5,000円	個人
D パートナー7	7,000円	個人
E サポーター	10,000円以上	個人
F スポンサー	5,000円以上	法人・団体・企業
G ご寄付	年会費を除く随時	

※NPO制度の構成員(例:会社などの社員に当たる)を正会員といい、A~Fはいづれも賛助会員です。種別は会費のご負担額をお選びいただけることを目的にしており、次年度より変更できます。

●アクション会員やサポート会員、パトロン制度などの区別はありません。特別の場合を除き活動への参加は任意で自由です。

※地域ねこ活動が拡がっています。

どうぞ対策費のご寄付をお願いいたします。

●ご不要になった未使用の切手・書き損じハガキは郵便袋や資料送付に転用します。各種金券やカード類・ギフトカード・収入印紙等は換金も容易です。保管場所が狭く、ケージや物資などの宅配出庫回数が増えています。配達費用にご支援をお願いいたします。

電話はFax.併用です。スタッフシフトが不定期のため、ご相談日を除きお手数ですが、お名前・ご住所・お電話番号・なるべくFax.番号・お問い合わせ内容を手短にご記入の上ファクシミリ送信か郵送をお願いいたします。折り返しのご連絡には時間のかかる場合もありますが悪しからずご容赦ください。(※Eメールでのご相談受付シフトは整っていません。)

## 活動 地域ねこ対策や、ねこの保護救済以外の活動内容

- 動物愛護の普及や啓発
- 動物の法規法令等の普及啓発と実行の推進
- 全国の愛護動物行政に対する適切な執行のお願い
- 不適切な行政措置や慣行による違法措置などの改廃
- 緊急災害時、動物救済要綱などの制定推進
- 不適切に飼養される動物の改善
- 不適切な愛玩動物煽動風潮の抑止
- 生物多様性に関する動物の保全
- 動物擁護の普及
- 動物福祉の推進
- 動物愛護普及啓発イベントの開催
- 動物ネットワークの推進
- 学習会や相談会セミナー開催
- ねこの譲渡・飼い方相談
- チームや支部などの支援 ほか

平成25年の改正動物愛護法から、法律文中の「ねこ」が漢字の「猫」に変わりました。ねこだすけではこだわらずに、猫、ねこ、ネコを併用しています。

## 地域猫の普及啓発パネル

書式は右のホームページよりプリント可

発泡スチロール板に加工した、手作りの地域猫パネルを貸し出しています。所定の申し込み書式をご利用ください。パネルの種類はねこだすけニュース33号に掲載。

●展示会場やイベント内容の概略をご連絡いただきますと、点数などを選別いたします。それぞれB3サイズです。●貸し出し費用は無料ですが、送料を貸出時、返却時共ご利用者さまのご負担をお願いいたします。●地域猫対策の直接的な普及啓発などの使用に限らせていただきます。●募金やフリーマーケット、譲渡会などが目的の場合はパネル内容と合致しない場合がありますので、ご利用をお控えいただいております。

## ホームページからプリントできます。

ねこだすけニュースバックナンバー  
動物愛護法ポスター

ファクトシートの一部  
行政資料の一部 ほか

ねこだすけ ファクトシートもくじ 検索

●個人向けの資料としてご活用ください。●複製や印刷、大量コピーなどでご利用の際にはご連絡ください。●現在、ファクトシートの頒布を行っていませんが、ダウンロードは従来通りです。